

(目的)

第1条 この要綱は、墨田区観光協会(以下「観光協会」という。)の後援又は共催(以下「後援等」という。)の名義使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 事業 展示会、講演会、学習会、講習会等の催しをいう。
- (2) 後援 観光協会が他の団体等の事業に賛同し、その開催を支援することをいう。
- (3) 共催 観光協会が他の団体等の事業の運営に参加し、共同主催者として責任の一部を分担することをいう。

(使用承認名義)

第3条 後援等の名義は、「一般社団法人墨田区観光協会」とする。

(承認の要件)

第4条 後援等の名義使用の承認は、次に掲げる要件を満たす場合に行うものとする。

- (1) 事業の主催者が次のいずれかに該当する団体であるとき。
  - ア 観光協会会員
  - イ 官公署
  - ウ 公益的法人及びこれに準ずる団体(宗教法人を除く。)
  - エ その他観光協会が適当と認めた団体
- (2) 事業内容が次の全てに該当するものであるとき。
  - ア 公序良俗に反しないものその他社会的に非難を受けるおそれのないもので、墨田区の産業観光の推進又は振興に寄与するとともに、公益性があるものであること。
  - イ 宗教的又は政治的色彩を有していないものであること。
  - ウ 私的な利益を目的としていないものであること。
  - エ 観光協会の運営に関する一般方針に反しないものであること。
  - オ 墨田区への観光誘客を目的とした事業、あるいは墨田区または区内の観光資源を広くPRすることを目的とした事業であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、次に該当するものであるとき。
  - ア 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
  - イ 役員その他事業関係者が信用し得る者であること。
  - ウ 講習会等にあつては、その講師等が事業目的に適当な者であること。
  - エ 事業の開催場所は、公衆衛生及び災害防止等について、十分な設備及び措置が講じられていること。
  - オ 入場料、参加料等の徴収額が、事業に要する最小経費の範囲内であること。
  - カ 事業の開催に当たり参加者に配布する物品の内容が前号ア、イ及びエに掲げるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、過去3年間において、この要綱に基づく後援等の名義使用の承認を取り消されたことがある団体(当該団体と構成する者が同一であるとみなされるものを含む。)については、承認しないものとする。

(申請手続)

第5条 後援等の名義使用の承認を受けようとする主催者は、一般社団法人墨田区観光協会後援等名義使用承認申請書(第1号様式)及び次に掲げる書類を観光協会に提出するものとする。

- (1) 主催者の存在及びその基礎を明らかにする書類
- (2) 役員その他事業関係者の氏名、住所等を明らかにする書類
- (3) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類(予算書を含む。)

(使用承認手続)

第6条 前条の規定による申請があったときは、第4条に規定する承認の要件に基づき審査し、名義の使用を承認するときは一般社団法人墨田区観光協会後援等名義使用承認通知書(第2号様式)により、使用を承認しないときは一般社団法人墨田区観光協会後援等名義使用不承認通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第7条 観光協会は、前条に規定する後援等の名義使用の承認に際し、次に掲げる条件を付与するものとする。

- (1) 後援等の名義を使用した印刷物又は参加者に配布する物品を作成するときは、事前に観光協会に提出すること。ただし、事前の提出が困難であるときは、事業終了後、直ちに提出すること。
- (2) 後援等の名義使用の承認後、事業の計画に変更があった場合は直ちに観光協会に届け出ること。
- (3) 事業終了後、1か月以内に事業報告書を観光協会に提出すること。
- (4) 第4条第1項第2号及び第3号に規定する要件を遵守すること。

(承認の取消し)

第8条 観光協会は、後援等の名義使用を承認した事業が次のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する承認の要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (2) 申請書類等の内容と著しい相違が認められたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不相当と認められる行為があったとき。

2 観光協会は、前項の規定により承認を取り消したときは、一般社団法人墨田区観光協会後援等名義使用承認取消通知書(第4号様式)により後援等の名義使用の承認を受けた者に通知するとともに、観光協会のホームページにおいて公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、観光協会の後援等の名義使用の承認に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月5日から適用する。

様式 省略